

◎佐賀県条例第36号

佐賀県税条例の一部を改正する条例

佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 (県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第13条 平成4年4月1日から平成26年9月30日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第40条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。</p> <p><u>2 平成26年10月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第40条の規定にかかわらず、100分の4とする。</u></p>	<p>附 則 (県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第13条 平成4年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第40条に規定する税率に100分の0.8を加算した率とする。</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。